



非違行為一覧表

	被告の主張する非違行為	弁済請求額の内訳等	日付	額	合計額	原告の主張	
③	平成24年3月30日に体育科実習費を預金していた北門信用金庫の口座を解約した際、解約残金を新設した口座に入金せず、用途不明とした。	体育実習費を預金していた口座を解約した際の解約残金	H24. 3. 30	16万7704円	16万7704円	(1) 解約が原告の在職中に行われたものとしても、用途不明金が生じたことそのものは、原告の責任のみに帰すべきものではない。 (2) 解約残金は、平成22年度体育実習費リフト代(3万7944円)等に充当されており、解約残金16万7704円全部を用途不明金とするのは不当な認定である。なお、平成22年度支払不足分スキーリフト代は、平成23年6月1日に原告が立替えをして支払い、北門信用金庫の解約残金が生じた平成24年3月30日に精算したものである。	(1)について 原告の主張は単なる1 (2)について 解約残金が体育実習費に当たる。また、解約の払日は約10か月前の体育実習費リフト代に充てられ、平成23年4月支払の流用の総額から差し引かれた代に充てられたことは
④	私文書偽造等により右記物品等を私費会計に負担させ、私的流用を行った。	自己負担すべき物品代及び航空券取消料を私費会計に負担させているもの ア)16インチモニター イ)コーレルデジタルスタジオ ウ)GOM ENCODER拡張版 エ)ドクターフォト리카バリー オ)航空券取消料	ア)H24. 3. 21 イ)H24. 3. 21 ウ)H24. 3. 30 エ)H24. 10. 23 オ)H24. 8. 17	ア)2万0790円 イ)1万0290円 ウ)5980円 エ)4725円 オ)1万1140円	5万2925円	原告が弁済した物品代については、航空券取消料を除いて、自己負担すべき物品代であったことを否認し争う。16インチモニターは、宿直の警備員がテレビを視聴することを目的として購入したものであった。パソコンソフト(「コーレルデジタルスタジオ」、「GOM ENCODER拡張版」、「ドクターフォト리카バリー」)については、原告は、学校行事等の記録を残すことに使用する考えで購入したものである。「GOM ENCODER拡張版」は、現在本件高校の管理下にあり、本件高校において使用できる状態にある。	左記物品は、原告の私物であり、私的購入であるとして認められていた。
⑤	その他の用途不明金を発生させた。	銀行からの払出金額と決定書等の金額が相違しているもの 高等学校PTA連合会に役員3名分の旅費を支出しているが、実際に出席した役員は2名であるため、戻入すべき金額 北門信用金庫から北海道銀行への口座変更に伴う解約残金に係る用途不明金 私費会計の未納者が納入期限後に入金した口座から払い出された用途不明金 架空会社「C商会」名義で書類を偽造するなどして購入したとされる物品代のうち、実際の購入を確認できないもの	H24. 10. 2 H24. 12. 11 H25. 3. 8 H24. 6. 12 H24. 3. 30 H24. 4. 4 H24. 3. 29 H24. 3. 28 H23. 5. 31 H23. 5. 31 H23. 5. 31 H23. 5. 31 H23. 6. 29 H23. 10. 24 H23. 7. 20 H24. 1. 26 H24. 1. 27 H24. 2. 2 H24. 2. 20 H24. 3. 26 H24. 3. 26	3万0700円 1万8690円 2万3360円 1万8340円 1836円 1262円 492円 3万0972円 5520円 1万8280円 1万6610円 8280円 6770円 7029円 6384円 1万0500円 4万3665円 6195円 7300円 7万4235円 2万8875円	31万6860円 (原告の立替を認めた4万8435円を引いた合計額)	(1) 用途不明金の認定は曖昧あるいはざんなものであるし、原告の責めに帰すべきものかどうか不明である。 (2) 私費会計で購入した消耗品については、実際に全て購入されていた。「架空会社『C商会』名義で書類を偽造するなどして購入したとされる物品代のうち、実際の購入を確認できないもの」17万7154円の購入の物品名は、個人で使用するには不自然に大量の物品であり、本件高校で使用する物品であったものと考えのが合理的である。 (3) 「私費会計の未納者が納入期限後に入金した口座から払い出された用途不明金」のうち、6770円については実際には用途不明金ではなかった。平成23年6月29日の6770円の出金後、同月30日「父母と教師の会」の口座に52万1400円の入金があるなど本件高校の他の複数の口座に入金があり、これらの中に6770円が含まれていないとはいえないから、6770円を用途不明金とすることはできない。 「私費会計の未納者が納入期限後に入金した口座から払い出された用途不明金」6万2489円のうち、3万円については、PTA会計に戻し入れた旨の原告の弁解どおりの入金があったことを被告も認めているから、6万2489円を用途不明金と認定するのは不当である。 また、PTA会計への戻入れと同日に行われた、本件高校の別口座からの3万円の出金については、調査がされておらず、用途不明金が生じているかは不明のままであるから、6万2489円について本件処分の理由とするのは不当である。 被告は、審査請求手続では、「私費会計の未納者が納入期限後に入金した口座から払出された用途不明金」については、3件1万4054円と主張していたから、被告の認定は変更しており、その認定過程は信用できない。	(1)について 本件高校の校長は、私文書偽造により購入したのである。原告が請求せず、購入履歴の確認もされず、曖昧あるいはざん (2)について 原告は購入事実を証明し、その中で物品の存在 (3)について 原告は、6770円の手続を取っていないの原告の主張は、6万2489円のうち、3万円が作成されずに行われた別口座からの入金として整理しない。 3件1万4054円を差し引き、便宜上1万を差引いたから、被告は用途不明